

古河市長及び副市長交際費に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開かれた市政運営を推進するため、市長及び副市長並びにそれらの代理の者が市政執行のため市を代表して行う市政運営に関係する個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種類、支出範囲、公表その他必要な事項について定めるものとする。

(種類及び支出範囲)

第2条 交際費の種類、支出範囲及び支出額は、別表に掲げるとおりとする。

(前渡金の保管)

第3条 秘書主管課長（以下「課長」という。）は、円滑に交際費を執行するため、会計管理者からあらかじめ資金前渡の方法により一定額（以下「前渡金」という。）を受け取るものとする。

2 課長は、前項に規定する前渡金を適切に保管しなければならない。

(領収書等の整備、保管等)

第4条 課長は、第2条の規定に基づき交際費を支出した場合は、交際費支出一覧に記録するとともに、支出に係る領収書等を整備し、保管しなければならない。

(市長への報告)

第5条 課長は、交際費の執行状況について、毎月始めに、前月分を市長に報告しなければならない。

(公表)

第6条 交際費の執行状況の公表は、支出日、種類、支出内容及び支出金額について行うものとする。

2 前項に規定する公表は、原則として毎月15日に、前月分について古河市ホームページに掲載するとともに、秘書主管課窓口において閲覧に供することにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月12日から施行する。

附 則（平成20年改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年改正）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成29年改正）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和2年改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年改正）

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

別表

| 種類 | 支出範囲 | 支出額 |
|-----|--|---|
| 会費 | 会費を必要とするもの又は飲食を伴う研修会、会合、懇談会等への参加に要するもの | 金額に指定がある場合はその額とし、指定がない場合は原則 10,000 円を限度として、社会通念上相当と認められる額 |
| 慶祝 | 広く市民を対象として開催するスポーツ又は文化に関する行事、記念式典、祝賀会（官公庁主催のものは除く。）、壮途祝い等に際してのもの。ただし、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しない。 | 原則 10,000 円を限度として、社会通念上相当と認められる額 |
| 弔慰 | 市政功労者、市政関係者等の死亡に際してのもの | 附表による |
| 見舞い | 病気見舞い又は災見舞いに際してのもの。ただし、病気見舞い（附表中その他の欄に属する者に係るものを除く。）については、1 箇月以上入院をした場合とする。 | （病気見舞い） 附表による （災見舞い） 近隣市町村との均衡に配慮した額 |
| 協賛 | 活動の趣旨及び目的から公益性が特に認められるもの。ただし、市が補助金を交付する団体等へは、原則として、支出しない。 | 原則 5,000 円。ただし、近隣市町村と均衡を図る必要がある場合は 10,000 円を限度 |
| 渉外 | 市政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な PR 用特産品等購入及び賄いに係るもの | 相当額 |
| その他 | 上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上市長が特に必要と認めるもの | 相当額 |

附表

| 対象者 | | 種類 | 金額 | |
|---|--|---------|---------------------|----------|
| 名誉市民 | | 弔 慰 | 市長判断による | |
| | | 見舞い | | |
| 古河大使 | | 弔 慰 | 市長判断による | |
| | | 見舞い | | |
| 四役経験者 (市長、助役若しくは副市長、収入役又は教育長を 務めていた者) | | 弔 慰 | 香 典 | 10,000 円 |
| | | | 生 花 | 1 基 |
| | | | 弔 辞 | 市長判断による |
| 市政功労者 (自治、産業、教育、福祉又は保健衛生功労者) | | 弔 慰 | 香 典 | 5,000 円 |
| | | | 弔 辞 | 市長判断による |
| 市 議 会 議 員 | 1 本人 | 弔 慰 | 香 典 | 10,000 円 |
| | | | 生 花 | 1 基 |
| | | | 弔 辞 | 有り |
| | | 見舞い | 5,000 円 | |
| | 2 配偶者 | 弔 慰 | 5,000 円 | |
| 3 実父母 | 弔 慰 | 5,000 円 | | |
| 4 義父母 (同居のみ) | 弔 慰 | 5,000 円 | | |
| 市 政 関 係 者 | 1 行政委員会の委員 (教育委員会委員 (教育 長を除く。)、選挙管理委員会委員、公平委員 会委員、監査委員、農業委員会委員、農地利 用最適化推進委員及び固定資産評価審査委 員会委員) | 弔 慰 | 10,000 円 | |
| | | 見舞い | 5,000 円 | |
| | 2 その他公職者で市長が必要と認めるもの | 弔 慰 | 5,000 円 | |
| そ の 他 | 1 国会議員、県議会議員、知事及び市町村長 | 弔 慰 | 近隣市町村との均 衡に配慮した額 | |
| | | 見舞い | | |
| | 2 一部事務組合、広域組合等の管理者 | 弔 慰 | 近隣市町村との均 衡に配慮した額 | |
| | | 見舞い | | |
| 3 その他市に対し特に友好又は功績のあつ た者で市長が必要と認めるもの | 弔 慰 | 市長判断による | | |
| 4 弔意対象者 (市議会議員を除く。) の親族 で市長が必要と認めるもの | 弔 慰 | 市長判断による | | |